

記者発表資料

扱い	テレビ・ラジオ	解禁日等は特にありません
	新 聞	解禁日等は特にありません



『第1回西川利用対策会議』

～西川に600隻以上ある不法船舶を考える会議～

平成21年5月25日
国 土 交 通 省
遠賀川河川事務所

遠賀川は九州北部を代表する河川であり、多くの方々に水と親しむ憩いの場として幅広く利用されています。しかし、バブル期にプレジャーボートの所有が増加した結果、河口部周辺の河川区域内特に西川において、多数の船舶（H20現在：630隻）が係留されるようになりました。この為、周辺地域の住民に対する騒音やゴミなどの被害が大きな問題となっています。

また、河川に係留された船舶は、台風や大雨高潮等の際に河川の安全な流下を阻害する障害物となり、護岸等を破損する原因ともなるなど、大きな災害をもたらす可能性が高いことから、河川管理上も大きな問題となっています。

このため、国土交通省遠賀川河川事務所では、遠賀川水系（特に西川）を今後、係留船重点撤去区域に指定するなどにより秩序のある安全な河川空間にしていくことを目標としています。重点撤去区域に指定された水域では、周辺環境の維持と治水の安全を確保するために、船舶の係留規制（強制撤去）が徹底されます。

その第一歩として、地域の住民が、安全で快適に川を利用することができるようにする為、様々な議論を行い、よりよい西川のあり方を模索・検討していく、国、自治体（芦屋町・遠賀町）、地域住民、漁協、船舶使用者等からなる、西川利用対策会議を下記のとおりに開催することとなりました。

記

1. 日時 平成21年5月27日（水） 16:30～18:30
2. 場所 河口堰管理支所 遠賀川河口館（水巻町猪熊 10-7-1）
3. 議題
 1. 西川における現在までの経緯と取組
 2. 係留船舶が及ぼす河川管理上・治水上の問題
 3. その他
4. 連絡先 遠賀川河川事務所 占用調整課 担当：江口、松村
TEL 0949-22-1830（遠賀川河川事務所）
093-201-1675（河口堰管理支所）

【この記者発表に関する問い合わせ先】

国土交通省 遠賀川河川事務所
TEL 0949-22-1830

占用調整課 課長 江口（内線 341）
係長 松村（内線 342）

西川不法係留船対策(適正な水面利用)の進め方

国土交通省 遠賀川河川事務所



ステップ1 認識共有 (H21～H22)

移行

ステップ2 具体方策の調整 (H22～H24)



ステップ3 実行 (H24～)

西川利用対策会議

河川管理者・自治体・地域住民
船舶使用者 等

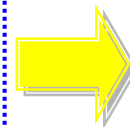
利用調整協議会（仮称）

河川管理者・自治体・関係行政機関
地域住民・船舶使用者・学識者 等

- ・西川における過去及び現状問題点に関する認識の共有（“解決すべき”との認識を関係者が共有）
- ・問題解決の方向性についての意見交換と認識共有（受け皿づくりと移動・撤去という両輪対応の認識を共有）

移行

- ・不法係留船の具体的な解決方策の協議調整
 - ☆受け皿の用意
 - ☆船舶移動撤去・施設の進め方
- ・水面及び河川空間利用に関する基本ルールの設定



不法係留船の移動や
違法工作物撤去の段
階的实施

上記の段階的対応とは別に、沈没船の撤去代執行の措置を必要に応じ実施する



関係する周辺の状況

- ・脇田フィッシャリーナ（北九州市若松区）のH24供用開始
- ・その他周辺施設の活用可能性



西川における現状(全て不法係留船)



西川における現状(河川管理施設への影響)



西川における現状(沈船引き上げ作業)



西川における現状(ゴミ問題)

